【事務局】 では、よろしくお願いいたします。

【新開会長】 古本委員は。

【事務局】 特に欠席のご連絡はないので、もしかしたら遅れてお見えになるかもしれないんですが、定時となりましたので、進めさせていただければと思います。

【新開会長】 わかりました。

それでは定時となりましたので、第4回の国立市保育審議会を始めさせていただきます。年が明 けまして、ことしもどうぞよろしくお願いいたします。

では、早速議題のほうですけれども、利用者負担額、保育料の算定方式の変更及び階層区分の細分化についてということで、前回に引き続きの議題となっております。

前回は1カ月ぐらい前ですので、まず議題の1番としまして前回の審議会内容の振り返りを、事務 局のほうからよろしくお願いいたします。

【事務局】 改めまして、こんばんは。ことしもよろしくお願いいたします。寒い中、お越しいただいてありがとうございます。

済みません、資料を手元に届けるのにお待たせしてしまったので、第3回の議事録をごらんになる 時間がなかったという委員もいらっしゃるかもしれないんですが、少し斜め読みでざっとごらんにな っていただいて、特段気になるところがなかったということであれば、早速ホームページに公表をと 思うんですが、もう少し時間があったほうが確認によろしいということでありましたら、今月末ぐら いまで時間をとらせていただけると思うんですけれども、皆様方いかがでしょうか。

【新開会長】 いかがでしょうか。前回の議事録で郵送していただいた分を、もうちょっと確認に 時間が欲しいという委員の方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので、ではこれで。

【事務局】 ありがとうございます。そうしましたらお送りしたもので、議事録は公表とさせていただきます。ご確認ありがとうございます。

今回ですけれども、前回、竹内副会長に試案をお願いしますということで、大きな宿題をお持ち帰りいただきまして、きょう立派な資料をつくっていただいています。せっかくですので、そちらに時間をたくさんとらせていただけるようにと思います。

ざっと前回どんな話をしたのかだけ、ちょっと振り返りといっては何ですけれども、1カ月ちょっと前ですので、会長先生からもお話がありましたようにさらっと確認をして、そんな話をしたなというのを思い出していただいた上で、なるべく早く竹内先生にバトンタッチして、その話を聞いていただいた委員の皆さんから、感想ですとかご意見をいただく時間を十分にとれるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

いつものパワーポイントを今、画面のほうにも出しておりますので、どちらでもごらんいただきやすいほうでと思いますけれども、前回から、1番目と2番目と両方考えていく、まとめ上げていく時期に入ってまいりましたので、両方を囲っております。諮問事項1の保育料算定方式の変更と、2の利用者負担額の階層区分の細分化、両方をまとめ上げていく時期になっております。

前回、12月18日の第3回では、皆様からこのようなご意見をいただいたかと思いまして、まとめさせていただきました。まず算定方法ですが、市民税ベースで計算していくということについて、各モデルをお示しいたしまして、皆さんに見ていただいたところでご意見をいただいております。

こちらにありますように現時点では、計算の手間があるかもしれないけれど、より平等ということ を考えると、モデルウとしてお示しした審議会案がよろしいのかなという意見がございました。

一方で、手計算の件数が少なくて済むという意味で、エラーが少ないというメリットをとってイのモデル、事務局案がいいんじゃないか、行く行くは国モデルとして示しているアのモデルにするとなるとしても、いきなり子供2人分しか計算しないという国モデルの考えより、経過措置としてもイからアに行くような考え方がいいのではというご意見もいただきました。

算定方法の変更によって増減が生じる世帯があるのも、いろいろやってみたけれど事実なんだと、全く変わらないというのはないという中で、増減の有無にかかわらず、保護者の方々、実際に利用される方が納得できる方向性を目指していきたいという、お考えをお示しいただいた委員さんもいらっしゃったかと思います。

また、その中でも特に、やはり子育て世代である保護者代表の委員の皆さんの意見を尊重しながら、決めていけるといいんじゃないかというご助言をくださった委員さんもいらっしゃいました。

各モデルはもう何度もごらんいただいているのですが、このようなモデルだったなというところを、 少し見て思い出していただければと思います。

利用者負担額の階層区分の細分化は、前回から少し資料などもお示しして、具体的に本腰を入れて検討に入り始めたテーマですが、ここの課題としては、1つには、高所得者層のD17からD20は階層が分かれているのに、利用者負担額が、0から2歳児クラスまでが全て4万9,500円ということで、一律に、同額の設定になっているというところ。ここについてやはり前回の審議会でも見直すべき課題として、宿題としてお預かりしていた点でもありました。この辺は特に階層区分の細分化の課題となっているところです。

資料の7ページ、8ページにご用意しておりますように、基本的には階段状になっているんですが、 D17の高所得者層からはフラットな状態、階段の踊り場のようになってしまっているというのを、 皆さんで確認していただけたところかと思います。

こちらが3歳以上のほうです。年齢区分は変わりますけど、グラフの形は変わらないといいますか、 高所得者層のところでフラットな状態になってしまっているというのを、図でお示ししたものです。 最初に申し上げましたように、今回の議題としましては、2つに整理いたしました。

高所得者層の階層区分の細分化や全体のバランスを考慮して、竹内先生に試作いただいた利用者負担額表をもとに、各モデルの試算をして、影響の分析や課題を今後整理、まとめていく段階に入っております。

算定方式の変更方法について、この審議会としての意見を集約させていただいて、方向性を整理してまいりたいと考えております。

前回、大きな宿題をお預かりいただいておりますように、利用者負担額の算定方法の試作ということで、副会長先生に作成いただいた資料を、説明資料なども細かくご用意いただいて、皆さんの机に置かせていただいております。利用者負担額算定の改定案について、試算版の概要であるとか、これまでの課題に対する改善点など、ご説明をこの後ゆっくりいただいて、皆さんで共有してまいりたいと思っております。そのご説明を聞いていただきながら、もちろん委員の皆さんからもご質問をいた

だいたり、ご感想を教えていただきながら、さらに審議を深めてまいりたい、そんな会になればいい と思っております。

一旦事務局からは、振り返りときょうお話しいただきたい内容について、ご説明させていただきま した。お願いいたします。

【新開会長】 ありがとうございました。

事務局からご説明がありましたけれど、何かもう少し確認しておきたいこととか、疑問点とか、ご ざいますか。よろしいですか。

それでは早速、竹内副会長から、試案のご説明をお願いしたいと思います。

【竹内委員】 明けましておめでとうございます。よろしくお願いします。

保育料の利用者負担額のシミュレーションということで、市役所から個票データの提供を受けまして、いろいろな計算をしてみました。幾つか見解等が見えてきたので、その辺をどういうふうに折り合いをつけて、落としどころを図るかというところを、皆さんと一緒に考えたいと思います。

2ページです。まず結論を言いますけれど、国税である所得税、今、保育料の決定に使っているデータと、新しく使いたい市税の住民税は、対応が弱いというのがあります。図にしていまして、お手元の配付資料は閲覧制限で見えなくしてありますが、こんな感じになっています。説明申し上げます。左のほうを見ていただいて、縦軸にとってあるのは、数字が見にくいんですが、20万円、40万円、60万円、所得税です。おのおのの点々は各世帯になります。大体1,180人のお子さんがいるんですけど、世帯数で見ますと1,198世帯で、この点は1,091個あります。各世帯によって経済状況が異なりますので、もちろん所得税も違いますし、いろいろな控除のぐあいもあって、住民税もこんなに違ってきます。

基本的には、今は左側の図のデータを使って保育料を出しているんですけれど、それを右側の図のように大体したいということです。困難なのは、横を見ますと、所得税が例えば40万円の人たちを見ると、実はこんなに幅があるんです。所得税を40万円とすると、保育料はズバッと一意に決まるんです。ところが住民税はこんなに幅がありますので、住民税をもとにその40万円で決まってきた保育料をやるかというと、無理なんですね。そこの部分をどうしたらいいかということです。それで、年少扶養控除云々ということで何度もイシューになって、事務局案等があるんですけれど、それが右の図です。

済みません、図の見方で、まずご質問等ありますか。私、こういうのをよく見ているのでなれちゃっているんですけど、もし、どう見ればいいのか等あれば、解説させてください。大丈夫そうですか。 これは去年のデータです。

右側の図は、事務局案とか審議会案とかあった、あの辺の話にかかわってきます。私がデータを加工しまして、書き直したものです。まず一目見ていただくと、横幅の振れが、少しですけど縮まっているわけです。ですから、所得税のデータと住民税のデータの対応がよくなってくるという話です。

何をしたかというと、単純に各世帯さんにいる16歳未満のお子さんの数、このデータもありましたので、提供を受けました、そのお子さんの数掛ける1万9,800円を、横軸から減らします。これ実は、もっときれいなデータを見ると、何本かの線がここに入って見えて、お子さんの数に応じて右にずれちゃうので、それを毎回お子さんの数をきれいにやると、きれいにピタッと整ってくるということになります。

これは、これ以上正確にすることはできなくて、限界です。多分、児童青少年課さんのほうではな

るべくやりたくないという感じで、それは仕事をしたくないんじゃなくて、ミスの原因になるので、システム上もったいないです。16歳未満の子供も多分データであるはずなので、1万9,800円を掛ければいいだけなんですが、どうも現状では、これもかなり厳しいというところであります。いずれにしても目いっぱい頑張っていただいても、このぐらい差があるんだというのが、まず前提になります。よろしいでしょうか。

保育料の変動は、もう不可避という感じになります。拡大するとこんな感じです。ちょっと何本か 線が、個人データなので少しランダムノイズを書き加えているので、実はきれいに子供の数に応じて 線が何本かわかるんです。それは今、重なっています。

じゃあ、どうしようかということです。今までは国に払っている所得税、これ納税額と見直していいですが、納税していない人がいるので課税額という言葉を使っていると思うんですけど、基本はどれだけ税金を払っているかというイメージでいいかと思います、基本的に今までは、国に払っている所得税の金額、国から払いなさいと言われる所得税の課税額をベースに、負担額を決めていました。例えば5万円であればD6階層とか。

4ページです。じゃあ、どうしましょうかということですが、順序プロビットモデルというものをよく使うので、アイデアだけを説明しますと、事務局さんのスライドにも一定の変換式とありましたので、エクセルで数字を打ち込んでもとんでもないことになるので、ちゃんとしたやり方が、コマンド1本でできることがあるわけです。アイデアはそんなに難しくなくて、こんなぐあいになります。

まず左のデータの表をごらんいただけますか。これは私がつくった数値例で、適当な数字です。国に払っている所得税、今使っている数字で4万円だったらD6、7万だったらD7、8万だったらD8、これは決まっています。これにおまけのデータとして、右側に住民税とあるわけです。同じ所得税4万円でも、ある世帯の住民税は5万円だったり、別の世帯では8万5,000円みたいな差が、さっきごらんいただいたようにあるわけです。

今やりたいのは、この住民税の数字を使って、このD6、D7、D8というのをうまくフィッティングしたいということです。もちろん1対1できれいにはなりません。まず並びかえをします。住民税のデータを使いますから、住民税の小さいほうから大きい順に並びかえるわけです。ところが、同じ5万円の住民税でも現状の階層は異なっています。なぜかというと、この方はこう来ているんですけど、こっちは住民税5万なんだけど、所得税は7万払っている世帯さんの場合、今はD7に入っています。ここなので、こうなります。

これをよく見ると、こんなことが見えてきます。住民税5万円だったら、現状では、D6、D7、D8を見ると1対1対0となります。50%、50%、0%です。ここにD8はいないので、D6とD7で50%ずつであると。住民税8万5,000円というデータがあります。D6、D7、D8の比率は25%、50%、25%。1対2対1となります。これはデータから得られます。

あと、正規分布のような山型のグラフをフィッティングしてうまくやると、例えば、住民税6万円、これがデータになくても、うまくなだらかにしてやることによって、推定値として、6万円はデータにはないんだけれども、このパターンを見ると45%、47%、8%となるのが妥当なんじゃないのというのが、順序プロビットモデルのアイデアになります。このデータを使ってやりましょうということです。アイデアはいかがでしょうか。

済みません、事務局の方にお伺いしたいんですが、前回、対応表がありましたね、青とピンクの。 あれはどうやっておつくりになったんですか。

【事務局】 これですか。

【竹内委員】 それです。ピボットテーブルで、そもそもどうやって住民税のデータから。 じゃ、また後で、お伺いします。

1つのやり方は、これでやると、コマンド1本でこういう式が出てくる。住民税 7万円だったら D 6、D 7、D 8、もちろんD 1、2、3からD 2 0、全部出てくるんですけれども、こうなるよね というのが出てきます。これが一番、すんなり来るのかなと思います。

それをもとにやったのが、5ページの推計結果1という、ピンクと青で、事務局さんがつくったのと同じように、私もつくってみたんですけれども。この見方です。左側に現行のD1からD20まであります。A、B、C階層はちょっとまた計算が違うので、主にイシューなのはD階層なので、ここで見てみます。

例えば、現行でD1階層にあるのは3世帯だと思います。その3世帯がさっきの計算式でいくと、 式なのでどうしても、いや、それはD2でしょうとコンピュータは判断しちゃって、こういうところ はどうしてもマニュアル主義なので、逆に固くなります。

D2は、現状は20世帯いらっしゃるんですね。それをさっきの式でやると飛んじゃうんですけれども、9世帯、半分弱はうまくD2におさまって、ばらつくところは、式が悪いというよりは、そもそも住民税と国税がずれているので出てくるという話です。大体こんな感じです。この表は前回ごらんいただいたんですが、いかがでしょうか。

D20は最高なので、これはあえて係数から落としているので、ここに関してはぶれていない、 D20は変えないという、ちょっと特殊なことをしています。

こうやると、やはり左右にばらつくわけですよね。それで、さっきのものに戻りますが、今、このデータを使ったんですね。それだとばらつきが出てしまうので、子供の数をうまく使って、ばらつきを小さくします。すると、6ページの推定結果2のほうになります。これはかなり横へのばらつきが減っています。D2階層ですと、20世帯のうち15世帯が変化せずにおさまっている。ほとんどうまくおさまっている。どうしても住民税と所得税が違う人が結構いるので、飛んじゃったりもしますけど、うまく大体合っていると思います。

この比率がどのぐらい変わるのかということですが、8ページを見ますと、今ごらんいただいたのは、これに近いです。とりあえず16歳未満の子供のデータが、なさそうなんですが、あるとした場合、別としないと、D階層1,074世帯の大半を入れてA、B、C階層が移動しないと仮定すれば、54%ぐらいが何も変化しない。プラスマイナス1を足しますと85%ですから、6分の5ぐらいの世帯に関しては、プラスマイナス1の範囲におさまるということで、この辺はしようがないかと。

子供のデータが使えない場合には、こういうイメージになります。まだ細かいところは見ていないのでわからないですが、大体の感じで半分ぐらいは階層変化なしで済むと。プラスマイナス1を合わせると8割を超えるぐらいは、階層変化せずに済みそうなイメージだと思います。

A、B、C層世帯は抜きで見たいとおっしゃる場合には、こちらの数字、7ページをごらんいただければ。これはさっきのD階層だけを明記しています。

この辺で、いかがでしょうか。もしお手元に縦長の負担額表があると。

じゃあ、階層の上下はどのぐらい、利用者負担額にきいてくるのかというのが一番興味があると思いますので、9ページ、こんな図をつくってみました。できれば16歳未満の子供のデータが使えるとして、まずこちらを見ます。

これは何かといいますと、年少扶養控除相当考慮というのは、16歳未満の子供の数のデータを得て、その子供1人につき住民税の金額を1万9,800円減らしていくと横のブレが少なくなりますので、これがベストシナリオです。横軸は現在の負担額、これはお子さん一人一人の負担額です。縦軸が変換後のものになります。もしきれいに現状維持ができるという場合には、これは45度線と言います、ここに点々が並ぶわけですけれど、どうしてもある程度の変動は避けられないところです。

この辺を見ますと、現在1万2,000円ぐらいの方が、ボンと1万8,000円ぐらいになっちゃうということが起きます。外れ値でこういう方もいらっしゃるわけですね。現在3万3,000円ぐらいですけど、何らかの事情で住民税をすごく払っている場合には、こういうことになります。基本は45度線の周りに入っています。

左のほうは年少扶養控除分は無視ですから、手入力しかできない、16歳未満の子供の数のデータは一切入力しない場合、こんな感じと。ちょっとばらつきが大きくなるということです。

【池田委員】 済みません、一番最初に使っていた資料は、縦が所得税で、横が住民税だったんですけれど、この図も、縦が……。

【竹内委員】 ごめんなさい、これだと逆でした。さっきの図ですと、逆の図をつくればよかったですね。これだと現状が縦軸で、こういうふうに見るんですけど、済みません。これ、逆です。

【池田委員】 縦が住民税ですか。

【竹内委員】 縦が新しい住民税ベースのやり方、横が所得税になります。済みません、逆の図をつくればよかったです。ありがとうございます。

階層区分を変えていない、この辺はどうしても避けられないですね。1万5,000円ぐらいだった方が2万円を超えてしまうという形で。どうしようもないというか。どうするかという話になると思います。

一旦、この階層のコンバート、変換のイシューはこんな感じで、どんなに頑張ってもこのぐらい出てしまうんだというところは、まず踏まえなきゃいけないし、恐らくは事務局案と国モデルという形になっていますけれど、子供の数を一切考えないのであれば、こうなるということになります。

1点、スライドには書いていないんですけれども、子供の数が多いほうが経済的に大変だから、当然考えるべきだという気もしますし、考慮する右側の図のようにブレが少なくなるとは思うんですけど、私もこれがいいと思うんですけど、ただ、子供の数は税金を取るところで調整がかかっているので、私も財政学をやってたんですけど、基本的に何か調整するときはどこか1カ所でやって、子供の数が多くて経済的に大変であれば、税金をその分安くしていると。なので、負担料に関しては一切、そこで二度手間になりますので配慮しないというのが一つの、それがいいとまでは言いませんが、あります。ですから、子供の数をもう一回ここで考慮すべきだというのは、またわざわざ考えるんですかという話もあります。一つの意見として。

何か、この変換でご質問あるいはご意見をいただければと思いますけど。

【池田委員】 右側のほうは、チャートの中でいうと事務局案に近い。

【竹内委員】 審議会案ですね。で、左が国モデルでしたっけ。時間がなくて事務局案はつくってません。やらなくていいというつもりではないんですけど、済みません、次回までにつくります。

大体このブレの感じが、真ん中ぐらいにおさまるなということかと思います。

【池田委員】 じゃあ、その前までの資料も、基本的には国モデルと審議会案の比較。

【竹内委員】 そうです。

事務局案だとその間になると思うんですけど、何が変わるかというと多分、ピンクと青の大きい三角形2つの図ですけれど、これには出てこないんですが、実はこれ、推計結果1と推計結果2、同じようには見えるんですけど、実はこの刻み、ここには出していないんですけど、住民税を幾らでどういうふうに刻みますかというのが、推計結果ごとに違うことになっているので、分布も随分違うし、ここから出てくる、階層移動をなるべく最小限にしたいのであれば、利用者負担額の表もがらっと変わってくるという話になります。

後半で話させていただくのはまたその利用者負担額のほうの整合性を優先するのか、階層移動を最 小限にするために利用者負担額をぐにゃぐにゃっとするのかというのはまた、さじかげんになってき ます。

とりあえずこのベストシナリオをベースにお話しさせていただいて、もちろん後でいろいろなものをつくれますので。

それで10ページ、後半はこれです。課税額ニアリーイコール納税額という話をしますけど、税金をたくさん払っている世帯ほど、保育料の負担は大きいです。じゃあ、どういうふうな対応関係がいいのかという話になりますと、どうしても数式がないと、例えば他市のグラフの階段を見ながら、どこかこの辺、ピコピコッと上げていく、エクセルの表をひたすら打ち込んでいくとかって、最終的にはそういう、いわゆる鉛筆をなめる作業は大事なんですけど、途中の段階で何か原則があるか、いろいろ考えてみたんですが、どうも弾力性が実は結構きれいに出ているという話になります。

弾力性というアイデアは、こんなものです。つまり、もととなる課税額、税金をどれだけ払っているかと、負担額というのは保育料と読んでください、には、こんな関係が緩やかにあるんです。納税額が1%増えると、大まかですけれども保育料も0.4から0.6%ぐらい増えるという関係が実はあって、これは多分長年、こちらの市役所とかいろいろな市でやっていて、どうもこれが妥当な値なんだろうということで、経験的にここに収束しているのではないかと思います。

イシューになるのは、D17、D18、D19、D20の4万9,500円を、少しなだらかに上げていくべきだと私も思うんですけれども、審議会なので、べきかどうかは言いませんが、そのとき、アイデアとしてこの弾力性がある程度一定の範囲で動いているのであれば、課税額、納税額みたいなものが上がったら、それに応じて負担額を、これに従って上げていくというのは、一つのベースラインの考え方になって、あまり恣意的でないし、説明責任も果たしやすいかと思います。

実際にちょっと見てみます。 11ページ、個票データなので閲覧制限をかけてあるんですけれど、横軸は現状の所得税です。これは階段になっていますよね。縦軸が階層ごとで決まっている負担額、保育料です。 4つ、ないしは家庭的保育の保育料を入れると 5つ表があるので、若干わかりにくいし、一番高いというか、0、1、2、3歳のお子さんで、標準時間保育の表を使うと、こんなぐあいになっています。

これを見ると、何となくこういうふうに線を引いちゃえばいいんじゃないかなと思いますけど、もうちょっとうまいやり方があるんです。これは弾力性を出すときにやるやり方なんですが、横軸の所得税の課税額、現状の国税と、縦軸は負担額、保育料を自然対数ということで変換すると、比較的真っすぐな伸びになる。特にこの辺は実はかなり真っすぐになっていて、恐らく料金表を決められるときも、これは意識していなかったと思いますけど、かなり真っすぐになるので、これをこのまま伸ばしていけばD17、18、19、20までうまく伸びていくと思いますので、それは使えるはずだと思います。ただ、いわゆる階層の小さいA、B、CやD1、2、3、4、5 、6 ぐらいになるとばら

つきがあるので、ちょっと気を使うと思います。いわゆる高額納税、D17、18、19、20あたりは非常に真っすぐなので、これはまず使えるかなと思います。

これで線形の線を1本引っ張ってきまして、傾きが出てきます。この場合ですと0.4727、これが先ほど申し上げた弾力性の値になります。

何かご質問いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

この辺が恐らく、年齢制限がかかる、かからないでうまく切れば、この辺はすごく真っすぐなので、 使えるかなと思います。

13ページはちょっと作業イメージで、これは資料にあまり挙げたくないというのがありますので、 ただの説明なんですが、この弾力性をどう使うかというだけなので、実際にこれにするつもりという か、本当にたたき台ですらないという点を、ご承諾ください。

弾力性をどこに使ったか、ちょっと見てみます。まずA、B、C階層はちょっと置いといて、D階層の1から、21までちょっとつくりました。

基本的に階層区分というのは、市民税の所得割といいますか、国立市の所得税みたいな感じです、をどのぐらい払っているかということから階層が決まる、これは新しい制度のやり方です。で、要はその刻みですね、国立市への所得税が年間7,000円行かないんだったらD1階層、7,000円は超えるけど2万3,000円行かないならD2階層という形で、だんだん上がっていきます。幾つか区切りが悪い、D3階層の区切り4万8,600円と、D4の区切り5万7,700円ですとか、D9の16万9,000円、D14の30万1,000円、D17の39万7,000円、これは国のほうですごく大きな8階層の枠を用意しているので、その数字をここに当て込んでいるので、ここだけちょっと数字が変になっていますけど、基本はなだらかになっています。

この差分というのは何かといいますと、区切りがどのぐらい上がっていくかというのを見ています。最初は0からですけど、D2の1万6,000円という数字は、2万3,000円と7,000円の差です。D3の2万5,600円というのは、4万8,600円引く2万3,000円、この差をここに、全部つくりました。D409,100円とちょっと少ないのは、さっき申し上げたとおり、国のほうからこの2つの数字が来ているので、ここだけちょっとこうなります。

さらに、それをパーセンテージでとります。D20229%は大きい数字ですが、どういうことかというと、ここはなだらかにしづらい場所なんですけれども、7,000円から2 万3,000 円に上がるというのは何%増えたのかというと、229%、2 倍ちょっとです。これだとわかりにくいので、D5030%という数字がどこから来ているかというと、5 万7,700 円から7 万5,000 円に上がる差額は1 万7,300 円、2 0 八 2 0 円というのは、前の階層の30%増えた数字という形になっています。

ここをだんだんなだらかにそろえていくというやり方が一番いいやり方なので、これもまたちょっとありますけど、所得の分布って、結構対数正規分布に近くなっていて、釣り鐘型になっていない、右のほうにギューッと引き延ばされている分布になっていることが多いです。そういう場合ですと、この差分をだんだんこういうふうにしていくのがリーズナブルで、これを加えると非常にうまく、まん丸く山になります。

弾力性は0.62、仮置きでとりあえずの数字ですが、どこに使うかというと、ここです。つまり 課税額がこれだけ増えたのに対して、保育料をどれだけ増やすかというのが、この関係です。つまり30%増えたならば、0.62掛けると18%ということです。つまり課税額が30%増えたのな

ら、弾力性、一定のイメージを使えば、保育料は18.1%ぐらい値上げしていくのが、リーズナブルだろうと。ということをやりまして、そこから計算するとこう出てきます。よく見ると、これは非常にきれいにそろうわけですね。

こちらはそろっています。こういう形でやっていくというのは、一つの手です。これがすごくいいとまでは言いませんけど、現在どうなっているかは置いといて、ある一定のルールに従ってやってみた結果、という一つのやり方です。

この表の見方について、何かご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

【事務局】 弾力性0.62を使うというのが、左にある差分、229%を右の増分、25.7%に するとき、229%掛ける0.62をして、25.7が導き出されるということですよね。

【竹内委員】 この辺は本当に、階層の初め、この3つの数字は手打ちです。使われていません。 この辺はそうですね、30%納税額が上がってるなら、保育料は0.62掛ける30で18.1%、保 育料を上げるべきだという、一つの考えです。

【事務局】 その増分18.1%というふうに計算されたときに、その左側の実際の金額には、どんなふうに計算が反映されるのかがちょっとよくわからなかったんですが。

【竹内委員】 まずここは、比較的すんなり来ました。最初の手打ちと申し上げたこの3つの数字はスタートで、ここからだんだん始めていこうという、一つのやり方をしています。恐らくこの辺の、最低というと語弊があるんですが、値段の始まりのところは任意に決めていただくしかないです。これをうまく決めることによって、フィッティングがよくなるというか、整合性がうまくとれるので、ここをまず最初に決めるということです。これは本当に説明用なので腰だめの数字で、とりあえず原稿のとおり、D3はたしか1万1,000円だったと思うんですけど、それを打ち込んだだけです。

ここまで打ち込んだもので、あとはこの打ち込んだ数字に、このパーセンテージ分値上げしていっているという形になります。で、値上がり分はこうなりますと。

いずれにしても、ここまでは多分、手打ちで打ってます。1万4,900円まで。

【事務局】 1万4,900円をもとの数字として、そこからは18.1%プラスにさせて、そうすると1万7,600円になるよねというふうに計算をするんですね。

【竹内委員】 そうです、そうです。済みません、ここまでは打ち込んだ数字です。あとは自動で 全部出てきます。

【事務局】 よくわかりました。ありがとうございます。

【竹内委員】 これは作業手順のイメージなので、あとはこの辺をどういうふうな刻みにするかと、 最初のスタートポイントをどうするか次第です。

14ページ、これはとりあえずなんですけど、こんな図ができます。これは何かと言いますと、横軸が現在の保育料、縦軸が今の作業手順の表に従ってつくった、新しい保育料です。やっぱり現状維持であれば、45度線上に並ぶんですけれども、必ずしもそうではないということです。もちろん、どうやって表をつくるか次第でいろいろ変わってくるので、これは本当にこの後どんどんつくり込んでいくと思うんですけど、幾つかごらんいただいたところは、ここですね。

これはどういうことかというと、ここは4 万9,5 0 0 円で、D 1 7、1 8、1 9、2 0 だったところを少し値上げする、6 万円を視野に入れて値上げしていますので、かなり上がります。こういうふうにばらつくわけです。

この例はあまりよくない。やっぱりこの辺の、いわゆる経済的に必ずしも余裕がないところに値上

げが来ちゃってますから、これは多分、数値例としてよくないものではあります。それは本当に、弾力性の値をどこからどこまで適用するかとか、次第かと思います。

で、15ページ、前半の話とあわせると、こんなにぴったりできたじゃないかと。これは横軸が現在の保育料、縦軸が新方式で、こんな45度線にぴったりなのを、わざわざこうするのがいいのかというと、ここはちょっと微妙なところではあります。ただ、若干杓子定規ですけど、今のやり方はシステマチックに決める、これはとにかく現状維持をずるずる、ずるずる続けていくやり方です。ずるずるという言葉はよくないかもしれませんけど、大きく変わるのを避けていく限り、前例踏襲をひたすらして、前例がよかったかどうかわからないんだけれども、前例踏襲はある程度できますよね、というイメージです。

これはそれなりの説明力を考えたイメージ、やっぱりこれも折衷案で、それなりに恐らくこの辺に関しては弾力性の値を使うやり方がいいのかなと、こちらに関しては多分現状維持が妥当なのかな、という気がします。

私が用意したのは以上であります。ありがとうございました。

【新開会長】 ありがとうございました。

どうでしょうか。何か一言ずつ、いただいてもよろしいですか。

【中村委員】 素晴らしく根拠のある内容で、これでこうですと言われたら、はい、わかりましたとうなずくような説明でした。実際にどういう数字を入れていくかによって、確かにシミュレーションは変わると思うし、最後に示されたように、上のほうは弾力性に基づいた方程式を使ってもいいと思いますし、下のほうの負担額は、大きくなると困る方に関しては現状維持を貫いていくとか、ちょっと別の方式を考えるのもありかなと思います。素晴らしかったです。

以上です。

【池田委員】 ここで、事務局案と審議会案の違いみたいなのが、どういうふうになるのかなというのが見たいなと思ったのと。あと、まだ今の段階では、無償化は切り離してという話ではあるんですけど、来年の10月以降は3歳から5歳の負担がなくなってくるという中で、0、1、2歳のところが、実際に保護者が負担していく金額というふうに考えたとき、今一番、待機児童とか言われている中での0、1、2歳の手当てというものを、どういうふうに市とか東京都とかが考えていくのかなと、それを国立市のこの負担額表にどういうふうに反映していったらいいのかなというのが、やっぱりすごく難しいなと思うんですけど。

そしてさらに、不利益変更というか、階層が上がってしまう人に対して、どういった対応ができる かなというのも、また確認できればいいかなと思いました。

【アラタン委員】 素晴らしいなと思いました。本当に、こういう考え方で考えたほうが、合理的な気がしました。

【江角委員】 皆さんに説明ができるものというのがやはり、いいのかなと思って聞きました。

【小澤委員】 無知なんですけれども、この高所得者、私、この表を見させていただいて、段階が D21までありますけれども、そうすると増分がパーセンテージで出るということは、負担額がそん なに出さなくてもいいと考えでいいんですか。何ていったらいいのかしら。結局、高所得者はそんな に今までと変わらないような負担額だというふうに捉えていいですか。

【竹内委員】 あちらで見る、この辺の数字ですか。

【小澤委員】 はい。

【竹内委員】 済みません、ちょっとわかりにくくて。これ、この差分のパーセンテージは無視していただいて、ここを見ると、基本的にはどんどん増えていきます。でも、払わなくていいというよりは、ちゃんとという言い方はあれですけど、値上がりはしているので、4万9,500円ではなくて、この部分は値上げという言い方はあれですけど、値上げになっています。

【小澤委員】 ちょっと内容とかけ離れてしまうんですが、やはり高所得者の人というのは、もしここまであれするんだったら、お仕事しなくても、これはすごく反感を買われてしまうかもしれないんですけれども、私は一保育者としてお話しすると、それだったらお子さんの面倒を見ていただきたいなという気持ちが、それはちょっとかけ離れてしますんですけど、すごく矛盾はあるんですけれども。とてもこの数式、方式というのは私には数学ができなくて理解ができないので、すごいなという一言なんですけれども、今後やっていってどういうふうになっていくのかなという、ちょっと不安というか、そういうのも出てきますけれども。

ただ、これは平等な計算法だなというのは、すごく合理的で素晴らしいなということは実感しています。ただ世の中がどうなっていっちゃうのかなという不安もすごく、保育者として、またちょっと次元が違ってしまうんですけれども、思った次第です。

でも、素晴らしいです。ほかの市はこういう計算法はないんですか。これはどこの市も見習ったほうがいいというか、そういうところも思いました。ありがとうございました。

【福島委員】 久しぶりに数学に出会ったような気がしまして、ああ、これだけ法則にのった方法だと、やっぱりちょっと公平に感じる。ただ、それが急に、階層が上がったりすると、やっぱり不満の方がたくさん出てくるというのはまずいかなとも思いますけれども、何かすごく公平な感じがしてしまいました。

それで、やっぱり先ほど池田委員がおっしゃっていたように、無償化ということも控えていますので、その辺のことで小さいお子さんの保育料や何かも、考えていけたらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

【佐藤委員】 ご説明ありがとうございます。弾力性の計算のほうで、すごく理解はしやすいなと 思っているんですが。私、もう一度確認なんですが、この計算式というのは、先ほどの 7 ページの移 行表の、年少扶養控除の部分はどんなふうに、それとは全然関係ない? 扶養控除というのはどこか に入ってくるんですか。済みません、もう一回教えてください。

【竹内委員】 ありがとうございます。その前に、最後のこの表があまりまだよくない、確かにいわゆる高所得者は値下がりしていて、そうでない方は値上がりしている表なので、これはよくないんですけれども、むしろこの表をつくってから何度か推計を掛けて、ようやくこれができるので、できれば幾つかいろいろなものをつくって持ってきたかったんですけど、なかなかこれをつくるのも手いっぱいだったので。

ただ、うまい値を使えば、恐らくはこの辺が、線よりも下に大半がおさまって、こういう感じになるようなものはうまくできると思って、それはいろいろこれからやってみないと、すぐにはなかなか、弾力性の値をポンと変えて、ぱっと出てくる代物ではないので。

年少扶養控除のことですが、もう一度、済みません、私も間違ってはいないと、先ほど確認させていただいたんですけれど、基本的には加味しているつもりです。16歳未満のお子さん1人につき、住民税額を1万9,800円減らすことをしています。これ、すごくよくて、一番最初ですけれど、こういうふうに横幅が出ちゃうことがなくて、うまくピタッと1本にまとめる効果があるので、すご

くいいです。

ご質問に対して、考慮しているのかというと、考慮はした上での数字に、全部この辺はなっています。これですね、つまり事務局案でなくて、いわゆる審議会案で。済みません、事務局案にするともう1本式を入れなくてはいけなくて、慌ててやっていたので次回つくってくることは、すぐできますので、やってきます。また少し変わってくると思います。この右側の図は、子供の数を考慮した数値になっております。

【福島委員】 1万9,800円の根拠は、あれを1本にするための数字。

【事務局】 1万9,800円は、市民税ベースで年少扶養控除を計算すると、そのパーセンテージで市民税は6%になっているので、それを計算すると必ずこの金額になるというものを引いていただいているので、この根拠はあります。

【福島委員】 2人になっているときは、どうするんですか。掛ける2ですか。

【事務局】 掛ける2で。

【福島委員】 3人だったら、掛ける3。はい。

【竹内委員】 補足です。これはもろもろの、例えば2人目が半額になるとか、その辺を全部適用 した上での数字にはなっております。

【新開会長】 感想を。先ほどのご説明の中に、もう既に年少扶養控除というか、多子世帯はほかの税金とか、ほかのもので減額されているという事情があるということとか、いずれは国のモデルに近づけていくということ、一旦自分の中でもう一度考えないといけないなというのと、やはり年少扶養控除が16歳未満となっていて、中学生ぐらいのお子さんまで想定して、0、1、2歳児の保育料のことを計算するのに、本当に意味があるのかどうかというのも、今、16歳未満ということにも少し疑問というか、3、4、5歳児が10月から全面無償化になるとすれば、小さい人ほど手厚くしてあげたいですし、それから今、子供の貧困ということもございますので、とにかく低所得者層は保育を受けてほしい。家庭で育てるのにリスクが大きい世帯もありますので、できるだけ保育園に通っていただきたいなということがあって。とにかく低い納税者のところはとにかく低くスタートして、それ以外のところは本当にドライに、率によって、きちんと説明ができることが大事だと思われます。今までと変わるということは、3、4歳児も変わりますからというタイミングでもございますし、そういう方向でいけたらいいのかなという感想を持ちました。

ただ、何が一番ベストかはちょっとわからないし、どこをスタートで、どういう区切りをして、幾つの弾力性を持たせるかというのは、やっぱりいろいろ試算していただいて、皆さんがご納得いくところということができればいいのかなという感想を持ちました。ありがとうございました。

【新開会長】 ほかに何か、ございますでしょうか。

【竹内委員】 この方式を通すというか、やはり激変する、少数であるんですけどやっぱり避けられなくて、例えば国モデル、子供の数はとりあえず考慮しない、ここの方は、現状1万8,000円 ぐらいのところが3万円になっちゃうんですね。こういう方が何世帯か、ここでも出てきちゃうので、これは何も手当てしなくていいのかどうか、事務局にどういう案があり得るかというのをまずお伺いしたいんですけど、何かあり得ますか。

【事務局】 そうですね、今この場で答えになるかわからないんですが、以前には他市でやった激変緩和措置としてご紹介させていただいたのは、例えばですけれど、階層が3つ以上上がっちゃう人は、1年間に限り去年と同じ階層にしましょうというふうな措置をしたり、そういうような形で激変

緩和ということをやっている市はあると思います。それが階層が3つなのか、5つなのか、10個なのかというのは、検討の余地はあるんじゃないかと思いますけれども。そういうような方法が、今考えられるところではあるかなと思っています。

【池田委員】 そこの変わる原因になる要素が何かというのと、あと当事者としては3、4、5歳だったら別に上がっててもいいかなみたいな、負担があるわけではないというところは、当事者感覚というところでは問題ないのかなと思うんですけれど。これが0、1、2歳でこんなに上がっちゃうとなったら、やっぱり手当てというところで、その間は少なくとも経過措置みたいなので在園期間中は大きく上がらないように、経過措置期間を設けてと。新しく入ってくる人は、最初の金額設定でとなると思いますけど、在園児に関してはもう少し検証を、0、1、2歳と3、4、5歳に分けて、どうしてこんなに上がってしまうのかという、検証をしないといけないのかしらと思ったんですけど。

【竹内委員】 私も1個1個見れていないので、まず式をつくるので精いっぱいだったんですけど。 つまり所得税はそんなに払っていないんだけれども、それに比べると市民税は随分多く払っていると いうイメージですよね。

【池田委員】 そうなってしまう要素。

【竹内委員】 要素はどの辺なんですか。一般論として。

【事務局】 そうですね。いろいろな控除があるので、今、人的控除しか見ていないですよね。ただ、税の中にはいろいろな控除があるので、保険料だったり、いろいろな控除が入ってくると、もう何が影響しているのかというのは。

【竹内委員】 基本的に国税でがっちり控除されるものを、その人はいっぱい使っていて、所得税は下がるんですよね。市民税に関しては、それがあんまり効かないようなものがたくさんある感じですか。

【事務局】 その可能性が高いかなと思うんですが。

【竹内委員】 それはどういうものですか。 寄附金とかだと、国税はあれですけど、住民税はなかなかないですもんね。

【池田委員】 配偶者も。

【竹内委員】 皆さん、大体かかってますよね。

【事務局】 株とかがあれば。

【事務局】 株式譲渡とか。あとは家を売った、買ったみたいな一時所得とか、そういうものだと額は大きいので、で、一部の人しかかからないので、1人だけ外れ値が出ちゃうということはあるかもしれないですね。

【事務局】 まれなものであれだけ飛び出すとなると、海外で収入がある方とかは、保育料も算定して……。そういうイレギュラーな、住民税は払っていないというか、海外で所得があって、海外に在住していらっしゃる方は住民税を払っていないので、そうすると大きなずれになってきたり。

【竹内委員】 それは下に行くほうですよね。上に行くのは、国税の割に住民税が高い人というのが、ボンと上に。

【事務局】 引けるものが引けてないのもありますね。先ほど申し上げたような、株式譲渡であったりとかで、恐らくかなりイレギュラーケースなはずなので、どうしても突出して珍しいおうちが、本当に。

【竹内委員】 あるんでしょうね。

【事務局】 片手ぐらい、かなりイレギュラーなケースが出てくるというのがあります。

【池田委員】 それが単発的なものだったり、単年で、たまたま前年度だけ一時的に移動しているというものなのか、それとも2年、3年とか続いてしまうのかというのは、結局個人情報になってくると思うので、そこは計算式にどう反映したらいいかというのはちょっと、考えていただいたほうがいいのかなと。

【事務局】 そうですね、今、池田委員がご指摘いただいたとおり、個別の事情というところにはなると思うので、大きく外れてしまう、最終的にその式がこういうふうにしましょうと固まった後になりますけど、大きく外れてしまった人の原因をできる限り特定して、その原因によって、やむを得ないものであれば経過措置をするというようなことも考えられると思いますし、経過措置をするまでもないだろうというような原因の方もいらっしゃると思うんですね。その辺はそこを見てからの判断になろうかなとは思います。

経過措置をとることにもリスクはあると思っていまして、やはり経過の中で、保育料算定のミスというのも出てきがちなのと、今までいた人はそのままでいいのに、新しく入った人は新しい表というのは公平じゃないだろうというふうな意見もあり得ますので、そこは慎重に考えたいとは思います。現時点でああしよう、こうしようとまでは、なかなか言えない難しさがあろうかと思っていますが。

【竹内委員】 あともう一個の緩和措置は、個別に当たるとミスがあったり不公平的な話が間違いなく出てくるので、2本立てで算出する。つまり従来方式でこのお子さんの保育料は出す、で、新方式で出して平均をとるとか、例えば2年かけてだんだん、3分の1、3分の2と、3年かける。これをやればそんなに手間では……、わかんないですけど、手間かもしれませんけど。ただ、国税を使うのは手間なんですよね。

【事務局】 今の手間にプラスという形なので、苦しいというのが正直なところではありますが。 【池田委員】 経過措置の公平感というのはあると思うんですけど、実際に本当に負担するという ふうになるのを考えるのは0、1、2歳なので、無償化を受けるに当たってもいずれかのところに当 て込まなきゃいけないんですけど、0、1、2歳の3年間だけの経過というところでも、やはりあれ

ですか、不公平感みたいなものって出てきちゃうんですかね。

例えば、うちは一番下の子が1歳児クラスにいるんですけど、無償化が始まってさらに3歳の幼児 クラスに上がるまでというふうになると、本当に1年とか2年という限られた期間になってくるので、 その期間だけ経過措置、大きく変わる場合ということでやむなく、もしとるのであれば、そんなに問 題でもないのかなというふうにも感じたんですけど。

それが卒園までというふうになってしまうと、0歳で入った人が卒園するまで5年間というのと、 ことし入ってきた人は新しい負担額で、それがそのまま5年間というのだと、いろんな意見が出てく るかもしれないですけど。3年間だけっていうのはちょっと感じたので。

【竹内委員】 この辺はもう、いわゆる肌感なんですけど、例えば待機して待っていて、ようやく 入れた、だけど自分と同じような住民税を負担している人は去年入れた、それだけでもうらやましい のに、さらに去年からいたからって保育料は自分より安い、わかりません、そういうケースもあるの かなと。完璧な答えはないんですけれども、難しいですよね。

激変緩和はある程度形が決まって、具体的にこれで出そうかというのもあってですよね。

済みません、事務局にもう一つお尋ねしたいんですが、これをつくるに当たって見ていて、負担額の表がありますよね。3歳未満の標準時間というのを例えば基礎としたときに、標準が11時間です

か、短時間が8時間ですね。この計算はどういう根拠があるんですか。あるいは、3歳未満と3歳以上というのは何か根拠があるんですか。

【池田委員】 一律パーセンテージが掛けられて、国か何かが数値を出していて、それをただ単純 に掛けてマイナスしているだけだと。

【竹内委員】 ありがとうございます。一応、上から来ていると。

【池田委員】 多分、前回の保育審議会の答申に、その掛け率が書いてあります。

【竹内委員】 ありがとうございます。もう一回それを見ます。

【事務局】 短時間と標準時間は、池田委員がおっしゃったように国のほうでこのぐらい掛けなさい、このぐらいが短時間になる妥当な、例えば97%だと。標準のうちの97%で出しなさいという感じなので、もう自動計算に単純に出しただけなんですが、3歳未満と3歳以上でその割合をどうしなさいみたいなことは、前回の審議会で出されたわけではないので、それがどういう根拠に基づいているかというのは、ちょっと今手元に、例えば半分ですとか、兄弟はほぼ半分になっているのが根拠でお示しできるんですが、そのように何分の何ですとか、何%というのは、ちょっとわかりかねます。

【竹内委員】 ありがとうございます。

【新開会長】 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【事務局】 事務局からですが、もうちょっと質問させていただいてもよろしいですか。先ほどの 弾力性のところですけれども、12ページのところでは弾力性が0.4727になったというふうに されていて、でも次の13ページの、作業手順のイメージということでご理解をということでしたけ れども、ここでは0.62というふうに計算されていて。弾力性の数値というのは、前の図で一定に 決まるわけではなくて、そこは多少揺らぎがあるということなんですか。

【竹内委員】 揺らぎがね、そうです。どこを基準に弾力性をやるかということであれば、この辺をとるともっとフラットになりますし、この辺はデータを下に引っ張っているので、傾きが急になっているということなので、そこは本当にどこか、エイヤと基準を決めてやるべきかなと。必ずしも全部をとる必要はないかと思います。

0.62になぜこの腰だめにするかというのは、とりあえず一番初めは現状と同じ数字でスタートして、一番の高い部分を6万円ぐらいにするとどうなるかということで、とりあえずやってみた感じなので、本当にこの辺は、まだわからない感じです。この数字の根拠というか、原因はそこにあります。

【事務局】 わかりました。ありがとうございます。

【竹内委員】 済みません、さっきの質問に補足です。関係あるんですけれども、どの料金表をもとに弾力性を出すかで、若干違ってくるんですね。3歳未満の表体系から弾力性を出すのと、3歳以上で出すのとちょっと違ってくるので、それも含めていろいろ見たほうがいいかなと思います。この数式は恐らく、D10とかD15以降に使うのがよろしいかなというのは、感触ではあります。

【新開会長】 ほかにはよろしいですか。

そうしますと、次回までにどのような、事務局に準備していただける……。

【竹内委員】 いろいろな料金表を出すというのは。

【新開会長】 はい、それは竹内委員……。

【竹内委員】 私、一緒に。

【新開会長】 ということで、では竹内委員、本当にお手間をおかけしますが。

【竹内委員】 すごくおもしろいので。

【新開会長】 さすが研究者でいらっしゃいます。国立市の保育料は専門的な分析のもとにということで、時間をかけて検討資料をつくっていただけるというお話ですので、ではそういったご苦労を、またここで発表していただいて、皆さんで考えたいと思います。よろしいでしょうか。

では今後に向けての予定を、事務局からお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

事務局でご用意したほうの資料に、スライドも映しかえております。今回、竹内副会長先生にいろいると細かい資料をいただいた上で、皆さんからもう少しこういう資料もいただきたいというリクエストも頂戴しました。その一つには国モデル、事務局案、審議会案という3つを並べてみたいというのは、今の先生の理論をお伺いして、基本的にはやはり公平、公正ということで合理的であると、この理論はすごくよいのではないかというような、整理をして説明をするという意味でも、やはり何となくというよりは、こういう理論に基づいてというご説明ができればいいことなんじゃないかというご意見をたくさんいただいたというふうにお見受けしました。

その中でも、どこにまとめていくのかというのを幾つか、こういうパターンがある、ああいうパターンがあるというのを委員の皆さんから自由にご発言いただけたかなと思います。例えば、高収入の世帯は弾力性を少し尊重していく、会長先生からもお話があったように、所得の低い方についてはなるべく激変緩和、特に大きく階層が上がってしまわないような配慮を上手にミックスするような、なるべくまとめ上げて、1本の線に近づけていくようなものを、竹内先生のお知恵をかしていただきながら整理できていくような試算が見られるといいなというのが、恐らく委員の皆さんから出た意見の大半ではなかったかと思います。

そのあたりをどういうふうにしていけばいいのか、事務局も竹内先生にお知恵を拝借しながら、また整理をご一緒にさせていただけると、とても心強いと思っております。このあたりのいただいた資料、あるいは竹内先生からもう少しこういう資料もできるよというふうにご提案いただいたものもございますので、それを次回までに少し整理を、事務局のほうでも進めまして、お示しできるように準備をしてまいりたいと考えております。そのような形で、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、第5回の議題としても、きょうここで全部が決まるというふうにはもともと思っていなかったので、きょうはまずお示しいただいたものを皆さんと共有するというのが大きな目的ですので、その目的はきょう十分に、この機会を活用させていただけたかと思っております。

次回については、12ページですけれども、算定方式変更の影響分析と整理ということで、今回の 資料をもう少し具体的に整理を深めまして、保護者の方及び市の負担増減の整理をもう少ししてみた いと思っております。

もう一つには、階層区分の細分化ということで、今回つくっていただいたのはたたき台と、先生もおっしゃっておりましたけれども、もう少し実際に使っていく利用者負担額の実態に即したものになっているか、激変緩和とかそのあたりも含めて、当然階層が高くなれば、現行の4万9,500円も、今回の竹内先生のモデルでも6万円と、簡単なたたき台としてお示しいただいたように、どういう階層がいいのか、表現の一つとしては値上げということにもなりますので、そのあたり、どういう料金表がいいのかというのをもう少し整理を、先生のお力をおかりしながらと思っております。この2点

が、第5回の議題となってまいるかと思います。

【池田委員】 済みません、最終的にはこういった表になるんだと思うんですけれど、今見てて、家庭的保育事業の利用者の金額というところを見ていて気になったんですけれども。家庭的保育事業を利用されている方の受けられているサービスの状況を考えたときに、標準の0、1、2歳と、家庭的保育事業利用者の差というのが、これでいいのかどうかというところも、内容的な部分で同じようなサービスが受けられているわけではなくて、お弁当を持っていかなくちゃいけなかったり、時間的な制約があったり、という中で、この差額が適切なのかどうかというのはすごく難しいと思うんですけど。この見直す機会に、一度考えたほうがいいのかなと、今ちょっと思ったので。

それが今回はちょっと無理ということであれば、今後の課題として位置づけていっていただきたいなと思いました。

【新開会長】 ぜひ、そのように持っていっていただきたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。一つには、標準時間と短時間の料金表を変えていくとなると、引っ張られて家庭的保育も、もちろん審議を深める、質がどうあるべきか、そういうところも料金表に反映していくという考えはもちろんあるんですが、一つには自動的に引っ張られる部分があります。というのは、先ほど委員がおっしゃったように、給食が提供できていないというところで、短時間であるところからさらに給食分を引いているという考えのもと、この家庭的保育は1割差し引いて設定しなさいという通知のもとになっているので、ここだけがこのまま宙に浮いているわけではないというか、自動的に変わってはいくんですが、池田委員がおっしゃるように1割引くだけでいいのかどうか、ということはもちろん審議の中で、宿題としてお預かりする必要があるかなと思いますが、引っ張られて変更になることもあり得るというふうに、補足で説明させていただきます。

ありがとうございます。そのあたりも含めまして、また次回、第5回の宿題としてお預かりするというふうに思っております。

きょう、第4回で、折り返し地点ぐらいのところまで来ております。第5回ですけれども、次第のほうにお示しさせていただきましたが、少し飛びまして3月末にさせていただきたいと思っております。3月26日火曜日の同じく夜7時から、こちらの3階、第4会議室で開催させていただきたいと思います。それまでの間に、事務局のほうでまた資料を精査してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一旦会長にお返しします。

【新開会長】 では、難しい数字を見ながら学んだことをまた思い出していただきながら、2カ月後になりますけれども、さらに精査された案が出てくると思われますので、また次回も皆様よろしくお願いいたします。

では、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —